

働き方改革にかかる 基本方針 令和6年度版

～ 子どもたちのために
教職員のために

～

早く帰るだけが、働き方改革ではない。
心身にゆとりをもって仕事に向き合うことが肝要

子どもと向き合う時間を確保している
教職員の割合を100%に

勤務時間を意識して勤務することができる
教職員の割合を100%に

勤務時間を超える在校等時間が、1か月当たり
45時間を超える教職員を
小学校で20%以内

中学校で20%以内



令和6年4月
長柄町教育委員会

1 基本的な考え方

高い志を持って教職の道を選び、日々、真摯に子どもたちと向き合い、教育活動全般に邁進する教職員が、長時間労働により心身の健康を害することはあってはならない。

また、働き方改革により、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保することが、教育の質の向上、効果的な教育活動を持続させることとなる。

教職員は、日々の授業、個々に応じた児童生徒への支援、特別活動の効果的な実施、部活動指導、感染症・GIGAスクール構想対応等に、多大な労力を費やしている。

今こそ、学校における働き方改革が効果的・計画的に推進され、教職員一人一人が誇りをもって教育活動に臨むことが必要である。このことが、未来を担う児童生徒のより質の高い「生きる力」の育成につながり、学校教育への信頼向上に資すると考える。

早く帰宅することだけが、働き方改革ではない。一人一人の教職員が心身にゆとりをもって仕事と向き合うことが肝要である。

2 本町の状況と課題

(1) 推移資料

ア 時間外在校等時間が80時間を超える教職員

	令和2年11月	令和3年11月	令和4年11月	令和5年11月
小学校	0%	0%	0%	0%
中学校	0%	0%	0%	0%

※ 今後も、この状況を維持していくことが肝要である。

イ 時間外在校等時間が45時間を超える教職員

	令和2年11月	令和3年11月	令和4年11月	令和5年11月
小学校	25% (6名)	46% (11名)	16% (4名)	19% (5名)
中学校	33% (5名)	27% (4名)	40% (6名)	68% (11名)

※ 小学校においては、目標とする20%以内を2年連続達成した。

中学校においては、休日の部活動等も含めると68%と多くなる。

※ 各学校での創意工夫、教職員の意識向上の表れであると考え。学校行事を始めとする教育活動が徐々に戻ってくる中で、教職員が時間とエネルギーを効果的・効率的・計画的に活用・発揮した結果であると考え。今後、更なる教育活動の活発化に伴い若干の増加も予想されるが、創意工夫して、目標達成に取り組む。

ウ 子どもと向き合う時間を確保している教職員の割合

令和5年度	小学校	100%	中学校	82%
	(目標達成)		(目標に、わずかに届かず)	
令和4年度	小学校	100%	中学校	83%
	(目標達成)		(目標に、わずかに届かず)	

エ 勤務時間を意識して勤務できている教職員の割合（令和５年度）

令和５年度	小学校	１００	%	中学校	１００	%
-------	-----	-----	---	-----	-----	---

（小学校・中学校ともに目標達成）

令和４年度	小学校	１００	%	中学校	９４	%
-------	-----	-----	---	-----	----	---

（小学校・中学校ともに目標達成）

オ 新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症の影響が、徐々に減少し、学校運営がコロナの流行以前に近い形に戻りつつある。

カ 学校行事や関係機関の学校訪問等により、月による偏りが存在している。

キ 休日の部活動地域移行等、部活動等の実施方法の工夫やノー残業デーの定着、会議の精選・効率化などが少しずつ前進している。

（２）課題

ア 勤務時間を超える在校等時間が、１か月当たり４５時間を超える教職員をさらに減少させるにはどうすべきか。

イ 中学校の休日部活動指導者の地域委託を今後どう拡大させていくか。

ウ 学校全体の業務改善を図る取組をいかに効果的・計画的に展開するか。

エ 働き方改革にかかる取組の着実な実行のため、方針及び行動計画等をどう徹底させ、フォローアップを図っていくか。

３ 本町の目標

（１）勤務時間を超える在校等時間が、１か月当たり４５時間を超える教職員を小学校・中学校ともに２０％以内に

（２）「子どもと向き合う時間を確保している教職員の割合」を１００％に

（３）「勤務時間を意識して勤務することができている教職員の割合」を１００％に

４ 取組の方針

（１）業務改善の推進

（２）部活動の実施方法の創意工夫

（３）勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制

（４）学校を支援する人材の確保

（５）学校・家庭・地域及び関係機関等との連携の推進

（６）方針及び行動計画等の徹底及びフォローアップ

（７）コミュニティスクール導入 令和６年４月１日より

（８）感染症の動向を見守りつつ、対応の在り方が変化していくなかで、教職員の働き方改革にどのような影響を及ぼすのか、推移を注視し、検証

- (9) 引き続き、現在実施されている取組の定着と改善を図り、他の教育委員会の例も参考にしながら、ねばり強く、効果的な対応

5 学校の具体的な取組

(1) 業務改善の推進

- ア 学校行事・会議・打合せ等の思い切った見直し（校長を中心に検討）
- イ 会議や打合せ等の効率化（校長中心に検討）
情報共有・ペーパーレス化・開始時刻、終了時刻等の設定・ＩＣＴ機器の活用
- ウ 事務の合理化（校長中心に検討）
各種データをフォルダで共有・ＩＣＴ機器の活用

(2) 学校徴収金等の円滑かつ効率的な運営の検討

学校徴収金取扱マニュアルの的確な活用・将来的な自動引き落としの検討

(3) コミュニティ・スクールの円滑なスタート

5月の第1回学校運営協議会に向けて、入念に準備を進める。地域連携担当を校務分掌上に位置づけ、行動連携を推進するとともに、保護者・地域社会等から働き方改革の趣旨を理解してもらうよう努める。

(4) 校内委員会等は、合同設置や構成員統一等、業務の適正化に向けた運用を行う。

(5) 部活動の創意工夫

- ア 小学校については、陸上練習以外、活動を廃止する。
- イ 中学校においては、
 - (ア) 適切な活動時間の設定を図り、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とし、活動時間が過度にならぬよう必ず調整する。
 - (イ) 休養日については、原則として、平日に1日以上、週末に1日以上設定し、少なくとも週当たり2日以上の休養日を設ける。
なお、大会前等についてはこの限りではないが、その前後において調整するものとする。 ・
 - (ウ) 長期休業中も学期中に準じた扱いとし、まとまった休養期間を設定する。
 - (エ) 複数顧問の配置を徹底する。
 - (オ) 休日の部活動の地域移行により、教職員の負担軽減を図る。令和6年度については、引き続き吹奏楽部において実施する。令和7年度に向けて、運動部から1つ、地域移行を準備する。

(6) 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制

ア 研修やタイムカードの効果的な活用を行い、教職員の勤務時間に関する意識改革を図る。

イ 管理職は、タイムカード等のデータを活用し、勤務時間の客観的把握に努め、必要に応じ指導・助言を行う。

ウ 教職員は、勤務時間を超える在校等時間が、1か月当たり45時間を超えることがないように意識改革を図る。

また、1日当たりの在校等時間を特別な場合を除き、10時間以内とするようにする。

エ 教職員は、特別な場合を除き、土曜日・日曜日に連続して業務に従事しない。

オ 校長は、

(ア) 会議や打合せ等が勤務時間外に及ばないように留意するとともに、会議の見直しを図る。

(イ) 時間外勤務の管理を適正に行うとともに、教職員の心身の健康に配慮する。

(ウ) 週に一度定時退勤日を設定し、特別な場合を除き、職員に励行させる。

(エ) 長期休業期間中に、町教育委員会が設定した一定期間の学校閉庁日を職員に厳守させ、年次休暇・特別休暇とあわせて十分な休養を奨励する。

(オ) 1年に1度は1週間以上の連続休暇（ゆとりウィーク）を奨励する。

(カ) 教職員に家族との時間を持つことの大切さを説き、そのための年次休暇の取得を奨励する。

カ 勤務時間外の保護者や外部からの問合せ等には、管理職・担任及び町教育委員会等が連携し、緊急時の連絡も含めて対応していく。

(7) 4月1日より、コミュニティースクールを導入する。そのために学校の教育目標等を保護者・地域住民・関係機関等に丁寧に説明し、組織的・継続的な連携を図りながら「地域とともに歩み、成長する学校づくり」を進める。

(8) 方針・行動計画等の徹底及びフォローアップ

ア 校長は、重点目標・経営方針に働き方に関する視点を盛り込み、学校全体で取り組むとともに、PDCAサイクルを構築する。

イ 校長は、学校評価において重点的な評価項目の一つとして、業務改善や教職員の働き方に関する項目を明確に位置づけ、学校評価を実施する。

(9) 学校の具体的取組チェックリスト（千葉県教育委員会作成等）を実態に則して有効に活用する。

6 教育委員会の具体的な取組

(1) 業務改善の推進

- ア 時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定し、各学校に周知する。
- イ 町教育委員会内に、働き方改革担当者を置く。
- ウ 業務改善目標を定め、業務改善のP D C Aサイクルを構築する。
- エ 校務支援ソフトのさらなる効果的活用等、I C Tを活用する環境整備を図る。
- オ 学校事務の共同実施や庶務事務システムの活用をさらに効果的に推進する。
- カ 県教育委員会と連携して、学校への調査等の整理・精選をするとともに、報告等の作成にあたり、業務量の低減が図れるよう支援する。
- キ 県教育委員会と連携して、研修会等を整理・精選していく。

(2) 部活動の創意工夫

前出の学校の取組が円滑に進められるよう、支援していく。

(3) 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制

ア 勤務時間の客観的把握、集計システムの構築

タイムカードの効果的な活用を支援・推進し、学校・教育委員会で現状の把握に努め、改善の手立てを考えていく。

イ 勤務時間外の保護者や外部からの問合せ等については、管理職・担任及び町教育委員会等が連携し、緊急時の連絡も含めて対応していく。

ウ 勤務時間について、教職員が意識改革を図れるよう、情報や資料を学校に提供するとともに、研修を奨励し、講師等を用意する。

(4) 学校を支援する人材の確保

ア スクールカウンセラー、特別支援教育支援員、学習サポーター、スクール・サポート・スタッフ等の効果的・効率的活用にも努める。

イ 学校外の人材の活用を奨励し、支援する。そのために学校と保護者・地域住民・関係機関等との橋渡しの役割を積極的に果たし、組織的・継続的な連携を図りながら「地域とともに歩み、成長する学校づくり」を後押しする。

ウ コミュニティースクールの導入に併せ、地域学校協働本部の立ち上げに向けて、環境整備を図る。そのための、議論を進め、連携・支援していく。

(5) 学校事務の共同実施を支援し、学校事務の効率化を図る。

(6) 学校の具体的取組チェックリスト（千葉県教育委員会作成等）を実態に則して有効に活用する。

(7) 学校・家庭・地域及び関係機関等との連携

ア 登下校、勤務時間外での生徒指導等について、学校を支援する。

イ 保護者や地域の理解が得られるよう、必要な要請を教育委員会として行う。

ウ 県教育委員会と町教育委員会の連携を推進し、家庭・地域及び関係機関等との連携が円滑に進められるよう、学校をバックアップする。

(8) 方針及び行動計画等の徹底及びフォローアップ

ア 教育委員会の自己点検・評価の中に、働き方改革にかかる項目を入れる。

イ 研修会・説明会・会議等で積極的に働き方改革推進を図る。

ウ 達成状況を把握し、継続的に検証・見直しを図る。

7 今後に向けて

働き方改革の2つのポイントは、「業務改善」と「教職員の意識改革」と言える。

現在の働き方改革の流れを生かし、効果的に迅速に前進すべきであり、成果も少しずつ出始めている。

今後に向けて、とりわけ、学校と教育委員会が手を携え、情報を共有して思い切った「スクラップ アンド ビルド」を達成した先に、教育の質の向上・教職員の心身の健康、そして児童生徒の大いなる成長があると確信する。

現在、新型コロナウイルスなどの感染症対応、令和の日本型学校教育の円滑な実現に向けた取組、GIGAスクール構想への対応、不登校対応、様々な状況を抱える家庭への対応、中学校休日部活動の地域移行など、学校は複数の大きな課題を抱えている。

また、学習指導要領の着実な実施が、これまで以上に求められている。

このような状況下、いかにして教職員の働き方改革を実現していくのか。教育委員会と学校及び地域社会・関係機関等が、今こそ「行動連携」を推進し、一つ一つの課題を克服していくことが肝要である。